

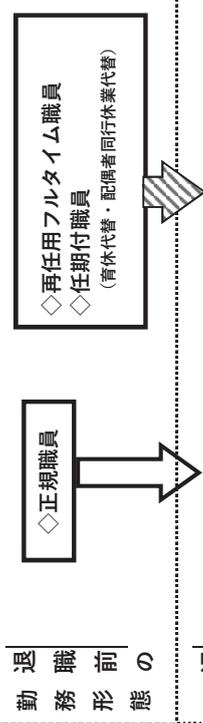
2. 手続き早見表（令和4年度末退職に伴うもの）

【1】年金の手続き（退職前後の勤務形態別）

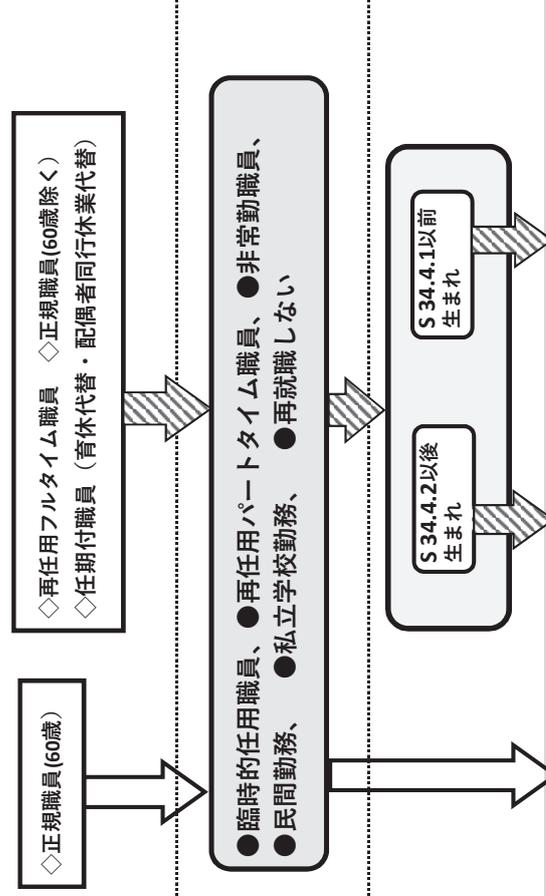
まずは、ご自身が **A** **B** どちらのパターンに当てはまるかご確認ください。

令和4年10月施行の共済組合制度の改正については、現在（令和4年6月末時点）未確定のため、下表の内容は、変更の可能性がございます。ご了承ください。

A 年金の組合員資格が継続する勤務パターン



B 年金の組合員資格を喪失する勤務パターン



年金の手続き

- ◆履歴書を作成し、教育委員会（任命権者）に提出してください。（退職手当の手続きにも必要とされます。） P.15
- ◆退職後、同一の任命権者による任用が9日以内に行われない場合は、組合員資格は喪失します。
- ◆他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合へ引き続き異動する場合は、転出届書を1部提出してください。
- ◆なお、履歴書は、退職前の勤務形態が正規職員の方のみ作成が必要です。

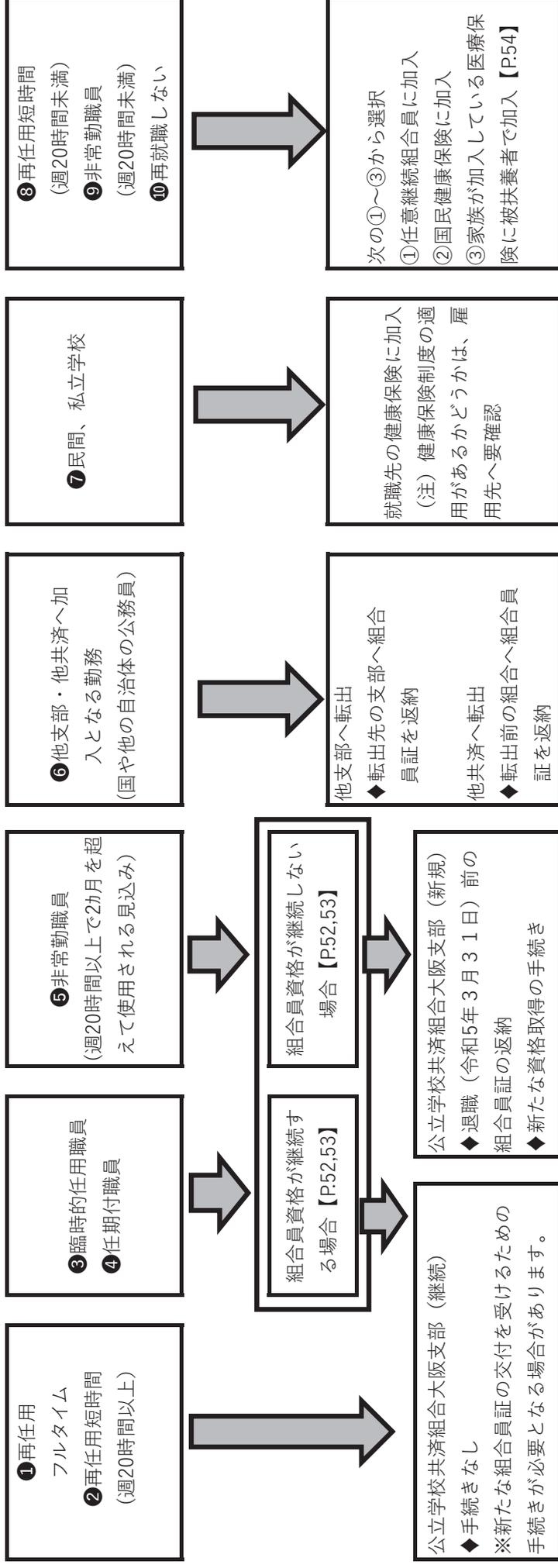
- ◆退職届書が所属所に届くので、作成し提出してください。 P.10
- ◆履歴書を作成し、教育委員会（任命権者）に提出してください。（退職手当の手続きにも必要とされます。） P.15

- ◆組合員資格(年金)の喪失予定が分かり次第、退職予定者カードを提出してください。
- ◆退職届書が送付希望先に到着するので、作成し提出してください。
- ◆履歴書は退職前の勤務形態が正規職員の方のみ必要です。 P.11

- ◆組合員資格(年金)の喪失予定が分かり次第、退職予定者カードを提出してください。
- ◆退職改定請求書が送付希望先に到着するので、作成し提出してください。
- ◆履歴書は退職前の勤務形態が正規職員の方のみ必要です。 P.12

【2】健康保険の制度と手続き（退職後の勤務形態別）

退職後の勤務形態（①～⑩）により判断



年金、健康保険以外の手続き



【3】手続きスケジュール（一覧）

令和4年度末に退職し、組合員の資格を喪失する場合（年齢は令和4年度末時点）

年金関係の手続き ※年金の組合員資格を喪失する場合		任意継続組合員の手続き ※ P.5 の⑤⑥の場合 (ただし、健康保険適用の方は、対象外です)	
S 34.4.2 以後生まれ		任意継続組合員の申出手続きの通知文【P.56】 (所属所に到着)	
定年(60歳)退職者	早期(60歳前)退職者 61歳～63歳退職者	任意継続組合員の標準となる平均標準報酬月額及び掛金率の通知 (所属所に到着)	
12月	各個人あての封筒到着【P.10】 ・年金手続きのしおり ・退職届書 (所属所に到着) ※他、宿泊施設特別利用者証(P.69)を同封	任意継続組合員の申出手続きの通知文【P.56】 (所属所に到着)	
1月	退職予定者に係る年金手続きについての通知文【P.11,12】 (所属所に到着)	退職後の就職状況が確認でき次第、退職(予定)者カードを提出【P.11,12】 ※ただし、65歳の年度末で再任用フルタイム勤務が終了する方、63・65歳定年退職の方(大学教授等)は、提出不要。	
2月	線上げ請求する場合は「高齢厚生年金等線上げ請求申込書」と「退職届書」を提出 提出期限：2月15日【P.10】	〈事前申出〉【P.56】 2月3日～2月15日の消印まで ※3月31日退職者のみ	
3月	3月31日までに退職届書を提出【P.10】 ※再任用フルタイム勤務等、共済組合員として資格が継続する場合は、提出不要	退職改定請求書 (65歳退職予定者に到着)	
3月	退職届書と履歴書(様式) (希望送付先に到着) ※61歳～63歳退職者は、履歴書不要です。 ※他、宿泊施設特別利用者証【P.69】を同封	退職改定請求書等を提出【P.12】	
3月	退職日以降に退職届書を提出【P.11】	退職改定請求書 (退職予定者カード提出者のみ希望送付先に到着) ※年金請求手続きがまだの場合は、年金請求書も合わせて送付します。	
4月		退職改定請求書等を提出【P.12】	
4月		〈退職後申出〉【P.56】 3月31日～4月19日の消印まで	
4月		任継続金通知書・納付書到着(退職後申出者あて) 初回納期限 4月19日【P.59】 (以後、該当月の前月末が期限)	
4月		任継続金通知書・納付書到着(退職後申出者あて) 初回納期限 4月19日【P.59】 (以後、該当月の前月末が期限)	
5月以降	共済組合にて 待機者登録手続き(所要期間：退職届書提出後6か月～12か月) 年金待機者登録通知書到着 (共済組合本部から退職者あて)	健康事業申込み受付期間は4月末日(予定)まで	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">退職者が 行う手続き</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">希望者が 行う手続き</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共済組合が 行う手続き</div> </div>	

※ 福祉保険制度、アリスプラン加入者のお手続き時期等は P.68 ～ P.69 でご確認ください。

